

陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 1 9 号	令 和 7 年 1 1 月 6 日 受 理
件 名	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書
陳 情 者	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川村 奈緒美
陳 情 の 要 旨	
<p>政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化したベースアップ評価料や新介護加算を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、2.5%のベースアップ目標には程遠く、2025年の春闘の結果による日本医療労働組合連合会に加盟している医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年の民間主要企業の春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて1/3程度にとどまっています。</p> <p>また、年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度のところを、今年更に引き下げる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、差別なく全てのケア労働者の処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきです。差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持・発展のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等の報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また、当面の支援</p>	

策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。